様式第1号　　【HP掲示用】

仕様書

案件名	不用物品151点の売却
見積書提出期限	令和８年11月24日（月）
納入（履行）期限	令和９年１月22日（金）
納入（履行）場所	―
本件調達に係る照会先	警務部会計課用度係　☎ 0852-26-0110（内線：2260）

品　目	メーカー	規格	数量	単位	同等品の可否
別紙「売却仕様書」のとおり		売却物品一覧表の配付を希望する場合は上記照会先まで連絡してください			

売却仕様書

1　売却物件

別添「売却物品一覧」のとおり

2　売却代金の納入

納入通知書を発行した日から20日以内に代金を納入すること。

3　引取期限

令和９年１月８日（金）

（売却物品の引取は、売却代金の納入が完了した後とする。）

4　履行期限

令和９年１月22日（金）

5　引取場所

⑴	島根県警察本部	松江市殿町８番地１
⑵	島根県警察本部平成庁舎	松江市平成町1751番地15
⑶	島根県警察本部機動隊	松江市平成町1751番地26
⑷	島根県警察学校	松江市西浜佐陀町582番地２
⑸	安来警察署	安来市今津町674番地１
⑹	雲南警察署	雲南市三刀屋町三刀屋124番地2
⑺	出雲警察署	出雲市塩冶有原町２丁目19番地

6　売却の条件

⑴　売却物品の搬送については全て契約業者の責任のもとで行い、搬送等に係る手続き及び費用については契約業者が負担するものとし、引取日時及び具体的な搬送方法については、島根県警察職員と協議すること。

なお、事故等が発生した場合において島根県は一切の責任を負わない。

⑵　契約業者は、金属くず商の届出を行っているものであること。

⑶　契約業者は、物品引取時に受領書を提出すること。

⑷　契約業者は、引取した物品を転売してはならない。

⑸　引取した物品は、破砕又は溶解により処分すること。

⑹　処分に当たっては、島根県警察職員が立ち会うので敷地内への立ち入りを許可すること。

⑺　契約業者は、処分完了時に完了報告書を提出すること。

7　留意事項

⑴　契約業者は、売却物品が運搬車両にわずかでも残存することがないよう配意すること。

⑵　契約業者は、売却物品の収集運搬を行うに当たっては、法令等を遵守するとと

もに、業務従事者の安全確保に努めること。

⑶　その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、島根県警察職員と協議し、その指示によること。